

平成 2 8 年 第 5 回

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 8 年 5 月 1 1 日

平成28年第5回教育委員会定例会会議録

平成28年5月11日(水)

出席者(4名)

教育長 高部 明夫
委員 須藤 金一

委員 角田 徹
委員 高橋 京子

欠席者(1名)

委員 池田 清貴

出席説明員

教育部長・調整担当部長

伊藤 幸寛

総務課長 高松 真也

学務課教育支援担当課長・指導課支
援教育担当課長・総合教育相談室長

田中 容子

指導課教育施策担当課長

木下 英典

生涯学習課長 古谷 一祐

総合スポーツセンター建設推進室

総務担当課長 向井 研一

三鷹図書館長 田中 博文

生涯学習担当部長

宇山 陽子

学務課長 桑名 茂

指導課長 宮崎 倉太郎

指導課教職員担当課長

田中 通世

スポーツ振興課長・総合スポーツセンター

建設推進室長 室谷 浩一

社会教育会館長 新名 清人

指導課統括指導主事

長田 猛

事務局職員

副参事 本村 建二郎

主事 大塚 俊介

平成28年第5回教育委員会定例会
議 事 日 程

平成28年5月11日（水）午後2時30分開議

- 日程第1 議案第21号 三鷹市教育委員会職員の臨時的任用に関する規則の制定について
- 日程第2 議案第22号 三鷹市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 日程第3 議案第23号 三鷹市いじめ問題対策協議会委員の委嘱又は任命について
- 日程第4 議案第24号 三鷹市社会教育委員の委嘱について
- 日程第5 議案第25号 三鷹市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 日程第6 議案第26号 三鷹市立図書館協議会委員の任命について
- 日程第7 教育長報告

午後 2時31分 開会

○高部教育長 よろしいでしょうか。それでは、ただいまから平成28年第5回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高橋委員にお願いいたします。

それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第1 議案第21号 三鷹市教育委員会職員の臨時的任用に関する規則の制定について

○高部教育長 日程第1 議案第21号を議題といたします。

(書記朗読)

○高部教育長 提案理由の説明をお願いします。総務課長。

○高松総務課長 それでは、議案第21号、三鷹市教育委員会職員の臨時的任用に関する規則の制定についてご説明いたします。この議案ですけれども、市長部局におきまして、職員の臨時的任用に関する規則が平成28年3月31日、昨年度末に公布されまして、4月1日から施行されたことに伴いまして、教育委員会におきましても同様の規則を定めるという内容になっております。

まず、その市長部局の、三鷹市職員の臨時的任用に関する規則の内容につきまして、議案資料の5ページをお開きください。右肩に参考資料と記載しているものになります。まず第1条に規則の趣旨を定めております。この規則は、地方公務員法第22条第5項等の規定に基づき、臨時的に任用される職員、いわゆる臨時職員の任用、勤務時間、休暇、給与等に関し必要な事項を定めるものとしております。

この臨時職員は、地方公務員法第22条第5項などの規定に基づいて臨時的に任用される一般職の地方公務員で、具体的には、正規職員等が産前産後休暇や育児休業、または長期の病気休暇等を取得した場合の業務の代替ですとか、または一時的に、定型的な業務が一定量発生したような場合に、臨時的に期間を定めて任用するという職員となっております。

この規則ですけれども、これまで臨時職員の勤務時間や休暇、給与等については、市または教育委員会それぞれ内規を定めて運用しておりました。今回それを、改めて規則という、条例の次の規程形式で定めることとしたものでして、内容については、これまでの内規で定めていた内容と変更はございません。ですので、主な内容について簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

第2条、臨時職員の任用の事由を定めております。先ほども申し上げましたけれども、第1号で正規職員の職に欠員が生じた場合ですとか、第2号で一時的・臨時的な職に関する場合等と規定しているというところです。

第3条の職種については、後ほどご説明いたします。

第4条で任用期間を定めております。6月以内の任用期間、ただし、必要と認めるときは、6月を超えない期間で更新することができることとしております。6ページにかけて

の第2項では、正規職員の育児休業取得による臨時職員の任用の場合は、育児休業の期間というのは長くなり、6月ではおさまらないということで、当該育児休業期間を限度として1年以内と定めております。

第5条は、解職の事由を定めているものです。

第6条が、勤務日及び勤務時間、第7条が休憩時間の規定でして、以下、休日ですとか休暇等について、7ページにかけての第12条、特別休暇までに定めておりますが、労働基準法等の法令に準拠した内容を定めているところです。

7ページの中ほど、第13条をごらんください。臨時職員に支給する賃金について時間給とし、職種ごとの単価を別表第1に定めると規定しております。別表第1ですけれども、8ページをごらんいただけますでしょうか。8ページ、別表第1というのが中ほどにあります。こちらで職種と賃金単価について、例えば一番上、一般事務については、時間単価が930円等と定めております。この単価については、職種ごとに近隣市区の状況等を参考として定めているものでございます。

7ページにお戻りください。第14条は賃金等の支払いについて。15日の支給というところです。第15条は旅費の支給についての規定です。第16条で公務上の災害等に対する補償、また8ページの第17条で社会保険等について、それぞれ法令の定めるところによる旨を規定しております。以上が市長部局の規則の内容になります。

3ページにお戻りください。こちらが今回議案としております、三鷹市教育委員会職員の臨時的任用に関する規則でございます。第1条の趣旨規定については、先ほどの市長部局の規則と同様の規定となっております。第2条で、この教育委員会規則に定めるもののほかは、先ほどご説明させていただきました市長部局の規則を準用する旨を定めております。

この教育委員会規則で定めるという内容ですけれども、第3条の職種及び第4条の賃金という規定になります。それぞれ3ページの下から始まる別表に規定をしております、基本的に市長部局の職種に教育委員会独自のものを加えるという内容となっております。その独自の職種というのが3つございまして、まず上から2番目の土・日・休日開館図書館というもの。次に、4ページの一番上になりますが、教育活動支援員というもの。3つ目が、その4つ下になります、養護教諭というもの。これが教育委員会独自の職種となっております。

土・日・休日開館図書館というのは、文字どおり、図書館の土・日・休日の開館業務に従事する臨時職員です。教育活動支援員ですけれども、小学校1年生の学年支援員として、教員免許を持つ方等を1学期間任用しているものが主なものとなります。また、養護教諭ですが、こちらは東京都教育委員会を任命権者とし、養護教諭の、例えば病気休暇等の取得に伴う代替職員を任用するような場合には、市で臨時職員として任用しまして、人件費相当を東京都が交付金として市に支給をするという枠組みとなっておりますので、その東京都交付金の単価をこの時間給として定めているという内容となっております。

もう一度3ページにお戻りください。第4条、賃金の規定に、3行目からただし書きを設けております。養護教諭について、7時間45分、丸1日勤務する場合は日給として1

万900円とする旨を定めております。こちらも東京都の交付金の制度による内容となっております。

最後ですが、附則で施行期日を定めております。この規則は公布の日から施行しまして、平成28年4月1日から適用することとしております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いたします。角田委員。

○角田委員 3ページから4ページの別表についてお伺いします。教育委員会独自のものが3つあると。そのうちの養護教諭のものに関しては都の交付金の制度に準拠するということですね。そうすると、教育活動支援員と土・日・休日開館図書館の金額も何か準拠するものがあるのでしょうか。

○高松総務課長 いえ、それは、先ほど申し上げた市長部局の規則と同じような形になるんですけれども、近隣市区等を参考にしながら賃金額の設定をしています。市独自のものです。

○角田委員 例えば、事務職掛ける1.25とか、計算式はないということですね。

○高松総務課長 そうですね。具体的な計算式はございません。ただ、土・日・休日開館図書館については、土・日・休日の開館に伴う繁忙の業務に従事するというところで、一般事務よりは高い単価の設定となっているところです。

○角田委員 ありがとうございます。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。高橋委員。

○高橋委員 先ほど、計算の方法として、近隣市区等を参照しながらということでしたけれども、こういう臨時的な任用としても正規職員並みの業務を行うということがかなり社会的には問題になっているかと思えます。この正規職員とのすり合わせというのは必要ないことなんですか。

○高松総務課長 臨時的任用の職員の中では近隣市区でも行われているような賃金、その単価を参考にしながら、標準的なものという認識をしているところです。勤務条件という意味では、休暇等については、確かに特別休暇という点では市の職員と少し違う体系にはなりますが、労働基準法等の法令にのっとりつつあったような形になっているところではございます。

○高部教育長 正規職員と臨職との処遇の部分で、何か関連性はありますかという質問だと思いますが、職務内容が、臨時的な、ルーティーン化している補助業務と、正規職員との違いがあるので、同じ臨時職員という業務として見た場合に、最低賃金だとか、他市の同じ雇用をされているような職種の人との比較の中で決めていくということでもいいのですね。

○高松総務課長 そのとおりでございます。確かに、臨時的任用ということですので、正規職員とは果たす職責が異なるというところはございます。ですので、臨時職員という枠の中で、近隣市区等とのバランスを考慮しながら単価を定めているところでございます。

○高橋委員 わかりました。

○高部教育長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。ほかにご質問、ご意見等がなければ採決いたします。

議案第21号 三鷹市教育委員会職員の臨時的任用に関する規則の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第22号 三鷹市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

○高部教育長 続きまして、日程第2 議案第22号を議題といたします。

(書記朗読)

○高部教育長 提案理由の説明をお願いします。スポーツ振興課長。

○室谷スポーツ振興課長 お手元の資料、11ページをごらんください。三鷹市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてでございます。

1番、委嘱年月日は平成28年5月16日でございます。

2番、任期は平成28年5月16日から平成30年5月15日までの2年間となっております。なお、実際の委嘱状の交付につきましては、5月27日に予定しております本審議会の場において行う予定となっております。

3番の候補者等、別紙のとおりでございますが、12ページをごらんいただけますでしょうか。今回お諮りする候補者の皆さんの名簿となっております。定数は15人で、そのうち、区分のところ「新・1期」となっている方5人が、今回新たに委嘱候補として挙げさせていただいている方々でございます。

順にご説明さしあげます。まず、上から4段目の学校体育関係者の柳瀬泰さんでございます。柳瀬さんは、小学校長会からの推薦で、役員の交代により推薦候補者として挙げさせていただいております。現在、三鷹の森学園三鷹市立高山小学校の校長先生を務められています。

そして、学識経験者枠の2番目の鈴木康弘さんでございます。鈴木康弘さんは、東京学芸大学の大学院を卒業されまして、現在は十文字学園女子大学人間生活学部幼児教育学科の准教授を務められています。研究分野といたしましては運動心理学、主に幼児期の運動遊び経験と心理的・社会的発達との関係を研究されています。所属学会といたしましては、日本体育学会、日本スポーツ心理学会、日本保育学会、日本発育発達学会に所属されて、研究活動をなされています。

続きまして、その1段下の高柳裕子さんでございます。高柳裕子さんは、東京女子体育大学を卒業されまして、1992年のバルセロナオリンピックのフェンシング競技、女子フルーレ個人の日本代表選手としての経歴をお持ちであります。現在は三鷹市井の頭を拠点として活動しているトゥッティフェンシングクラブの代表として、小学生から一般成人まで幅広い世代を対象にフェンシングの指導に当たっておられます。また、トータル・オリンピック・レディス会という女性オリンピックの会の事務局を務められておまして、種目を越えた、現役選手も含めたトップアスリートとの親交もおありの方です。

学識経験者のお2人とも、当審議会の所掌事項、三鷹市のスポーツ推進計画等についてご理解、ご同意をいただいた上で、本委員会では候補者としてお諮りするものです。

次に、一番下の、一般市民枠のお二方です。安部節美さんとスキプシー智子さんです。こちらのお2人の方は、市内在住の18歳以上の方から無作為に抽出させていただいて、ご同意をいただいた、市民会議等公募委員候補者名簿の中から今回候補者として挙げさせていただきました。先ほど申したとおり、当審議会の所掌事項、三鷹市のスポーツ推進計画等についてご説明の上、ご同意いただいで、候補としてお諮りするものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

○須藤委員 このスポーツ推進審議会というのは、どのような役割を果たしているかご説明いただけますか。

○高部教育長 スポーツ振興課長。

○室谷スポーツ振興課長 スポーツ推進審議会の役割についてご説明します。こちらの13ページに参考法令を記載してございますけれども、まずは、スポーツ基本法の第31条で、地方スポーツ推進計画、その他スポーツ推進に係る重要事項を調査審議するため、市町村に審議会を置くことができるという根拠法令に基づきまして、三鷹市においては、三鷹市スポーツ推進審議会条例におきまして位置づけているものです。

所掌事項、実際の役割といたしましては、条例の第2条、所掌事項、審議会は法第35条に規定するもののほか、中略で、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議し、及びこれらの事項について教育委員会に建議することなどが規定されています。過去の事例といたしましては、平成26年に策定しましたスポーツ推進計画2022の素案の段階で諮問させていただいて、内容について調査審議していただき、答申をしていただいた上で計画を策定したりですとか、あと、ここ最近ではやはり、オリンピック・パラリンピック、あるいは総合スポーツセンターの建設、それに関連してスポーツボランティアの育成について、さまざまな分野からご意見を頂戴しながら、今後について実践していくということで、そういう役割を発揮していただいているところでございます。

私からは以上です。

○高部教育長 よろしいですか。年間どのぐらいの会議をやっているんですか。

○室谷スポーツ振興課長 年間、正式な会議としては2月に1回、奇数月に開催しております。2時間程度の会議なんですけれども。それ以外にいろいろな講習会やイベント等には任意の形でご参加、ご協力いただいでいるところでございます。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。

○高橋委員 審議会委員の選出区分の3、2、7、1、2という割合は、長年のさまざまなものの中から出てきているものだと思いますけれども、これから先、この三鷹が高齢化の中で生き残っていくためには非常に大事な部分だと私は思っていて、そのために、地域にスポーツが根を張っていくときに、この割合でいいのかどうかというのは、やっぱ

り何年かおきに見直しながらやっていただけるといいと思っています。

以上です。

○室谷スポーツ振興課長 貴重なご意見、ありがとうございます。今、この配分の中で約半数を占めているのが学識経験者枠なんですけれども、こちらについては、先ほど私も申し漏れましたが、今の委員の意見も踏まえまして、バランスよく専門分野を取り入れながら、効果的な有効な意見がいただけるような形をとっています。今回は、現場の経験がおありの方と、今、手薄になってしまっている幼児の部分です。児童の専門家の方はいらっしゃるんですけれども、幼児の部分ということで、バランスも考えて候補者として挙げさせていただきました次第です。

○高部教育長 ご指摘のように、新しい総合スポーツセンターでもさらに多様な世代が身近にスポーツにかかわっていただくということがコンセプトですので、高齢者が介護予防も含めてスポーツに親しんでいく機会、それから幼児がお母さんやお父さんと一緒にスポーツに親しむということで、この中にも70代の方もいらっしゃいますし、男女の比率もありますし、これから勤労世代のいろいろな意見も取り入れられるような委員構成を今後検討していくということですので、よろしくをお願いします。

ほかにいかがでしょうか。ほかにご質問、ご意見等がなければ採決いたします。

議案第22号 三鷹市スポーツ推進審議会委員の委嘱については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第23号 三鷹市いじめ問題対策協議会委員の委嘱又は任命について

○高部教育長 日程第3 議案第23号を議題といたします。

(書記朗読)

○高部教育長 提案理由の説明をお願いいたします。

○宮崎指導課長 まず、本議案を含めて第26号議案まで、いずれも教育委員会が設置する審議会等の委員に関する議案となっております。4月から新たな年度となりまして、委員をお願いしている行政機関等における人事異動、あるいは小・中学校の校長会における役割の変更等に伴いまして、新たな委員の委嘱や任命を行うという形になっております。

では、本議案、第23号議案ですけれども、三鷹市いじめ問題対策協議会委員についての委嘱、任命という形になっております。15ページをごらんください。まず、人事異動に伴いまして、警視庁三鷹警察署生活安全課長、鍋坂昌洋さんに新たに委員の委嘱を考えています。また、三鷹市子ども家庭支援センター長の三浦加代子さんに新たに任命を行うというものでございます。

任期については、前任者の残任期間であります平成29年3月18日までということになっております。

なお、次のページ以下、16ページ、17ページに全体の名簿、それから三鷹市のいじめ防止対策推進条例及びこの協議会の規則の抜粋を掲載させていただいております。

以上でございます。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。角田委員。

○角田委員 以前に報告を受けているかもしれませんが、このいじめ問題対策協議会のこの1年間、昨年度の開催状況を教えていただければと思います。

○高部教育長 指導課長。

○宮崎指導課長 協議会は、平成27年の3月が第1回ということで、昨年度、27年度については3回実施しております。

今年度も年間3回を予定しておりますけれども、まずは三鷹市は先進的にいじめに取り組んできたと自負しているところですが、この条例及び三鷹市の基本方針をもとに、各学校でどのように実際いじめの防止であったり、発見であったり、対応に取り組んでいるのかということ、校長も中に入っておりますので、校長からの報告も含めて、さまざまな専門家の角度からいろいろなご意見をいただいているところでございます。

昨年度の一番終わりで、今後、基本方針が今までのものでいいのか、あるいは何か課題があるのかというところで、幾つか提言といいますか、ご意見をいただいたところで。今後そのことをもとに、また事務局でも考えて、三鷹市の基本方針について改善すべきところは見直していきたいと考えています。

具体的に申し上げますと、例えば、SNS東京ルールも出てきましたけれども、いわゆる携帯とかスマホとかいったところのいじめというのは、実際三鷹市ではまだ数多くないんですが、表面化しているものが少ないんですが、なかなか見えにくいところがあるだろうと。こうした見えにくいいじめに対して、具体的にどのように対応していったらいいのかとかいったようなことをご提言いただいておりますので、より実効的な基本方針にしていけるように考えております。

○角田委員 ありがとうございます。

○高部教育長 方針とか委員会とか、仕組みは整ってきたんですけども、ほんとうに実効性が発揮できるのかという検証のために、今、学校でいろいろな事例がありますので、そういうケーススタディーも匿名で共有しながら、いろいろな意見を聞いているという状況です。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ほかにご質問、ご意見等なければ採決いたします。

議案第23号 三鷹市いじめ問題対策協議会委員の委嘱又は任命については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第24号 三鷹市社会教育委員の委嘱について

○高部教育長 日程第4 議案第24号を議題といたします。

(書記朗読)

○高部教育長 提案理由の説明をお願いいたします。生涯学習課長。

○古谷生涯学習課長 19ページをお開きください。三鷹市社会教育委員の委嘱についてでございます。

委嘱年月日は5月11日。任期は前任者の残任期間である今年10月2日までということで、先ほどのいじめ問題対策協議会と同じく、学校教育関係者の人事異動、また校長会における役割分担の変更に伴う委嘱になっております。候補者につきましては、三鷹の森学園三鷹市立第五小学校長の鈴木尚子先生、三鷹の森学園三鷹市立第三中学校長の宮城洋之先生にお願いする予定でございます。

20ページをお開きください。名簿でございます。社会教育委員の場合には、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、一般市民という選出区分の中で委員をお願いしているものでございますけれども、今回は一番上の学校教育関係者のお2人につきまして、委嘱をするということでございます。

ご説明は以上でございます。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

ご質問、ご意見等なければ採決いたします。

議案第24号 三鷹市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第25号 三鷹市公民館運営審議会委員の委嘱について

○高部教育長 日程第5 議案第25号を議題といたします。

(書記朗読)

○高部教育長 提案理由の説明をお願いいたします。社会教育会館長。

○新名社会教育会館長 23ページをお開きください。三鷹市公民館運営審議会委員の委嘱についてお諮りをするものです。

委嘱年月日は平成28年5月11日。任期につきましては、残任期間でございます平成28年10月2日までということです。

候補者でございますが、白井千晴さん、選出区分は学校教育関係者ということで、現在、鷹南学園三鷹市立中原小学校長でいらっしゃいます。こちらにつきましては、今般、校長会での役割変更で校長会から推薦をされましたので、候補者とさせていただいたものです。

次の24ページに名簿を載せてございますが、この名簿の一番上の欄、選出区分、学校教育の関係者ということで、この白井千晴さんを委嘱させていただくということでございます。

私からは以上でございます。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。よろしいですか。

ご質問、ご意見等がなければ採決いたします。

議案第25号 三鷹市公民館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第26号 三鷹市立図書館協議会委員の任命について

○高部教育長 日程第6 議案第26号を議題といたします。

(書記朗読)

○高部教育長 提案理由の説明をお願いいたします。図書館長。

○田中三鷹図書館長 図書館長の田中でございます。27ページをごらんください。三鷹市立図書館協議会委員の任命についてお諮りするものです。こちらも、校長会での役割分担変更に伴う、校長会から推薦を受け、委員に任命するものでございます。

1、任命年月日は平成28年5月11日。2、任期は前任者の残任期間の平成29年6月30日までとなっております。

候補者は、鷹南学園三鷹市立東台小学校長の内藤和巳先生。三鷹の森学園三鷹市立第三中学校長の宮城洋之先生となっております。

28ページをごらんください。三鷹市立図書館協議会委員名簿を添付させていただいております。5つの選出区分で、定数12名で構成されております。選出区分の一番上の学校教育の関係者のお2人の役割分担変更に伴う委員の任命となっております。

29ページに参考法令を添付させていただいております。

以上でございます。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。高橋委員。

○高橋委員 質疑ということではないのですが、さまざまな審議会の全体像が見えることがありがたいと思えました。今回たまたま変更になった部分を知らせていただいているわけですが、全体像の中で見させてくれるとありがたいと思うので、ほかのものについて、どういうふうな人の流れがあるのかについて、今回でなくていいので、情報をいただければありがたいです。

○高部教育長 こういった非常勤特別職の審議会の委員の一覧ですね。例えば文化財保護審議会もあるでしょうし、生涯学習、学校教育、さまざまな委員会、審議会が、どんな目的、役割で、どんなメンバーでやっているのかというのを一覧にしてもらうように、次回お願いいたします。

ほかにかいかがでしょうか。ほかにご質問、ご意見等がなければ採決いたします。

議案第26号 三鷹市立図書館協議会委員の任命については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 教育長報告

○高部教育長 引き続き、日程第7 教育長報告に入ります。

各課報告をお願いします。総務課。

○高松総務課長 それでは、総務課でございます。31ページ、32ページをごらんください。まず31ページの実績等報告、32ページの予定等報告とも、年度当初ということで、東京都市教育長会、また、東京都市町村教育委員会連合会の会議等が記載のとおり多数開催をされているところでございます。

32ページの予定等報告についてですけれども、5月23日月曜日に、平成27年度分の教育に関する事務の点検・評価の学識経験者懇談会を予定しております。昨年度に引き続きまして、政策研究大学院大学学長特別補佐の今野雅裕先生と、三鷹市社会教育委員で東京純心大学特任教授の吉澤良保先生をお願いをしているところでございます。対象となります19の事業についてご説明をしまして、ご意見等をいただく予定となっております。

次に5月29日日曜日、長野県川上村におきまして、第44回信州川上郷山菜まつりが開催されます。

その他につきましては、記載のとおりでございます。

次に、33ページ、34ページをお開きください。教育センターと施設係関係の実績・予定等報告になります。記載のとおりでございますけれども、工事関係では、5月に高山小学校の時限付き新校舎整備工事等の入札が行われる予定となっております。

総務課からは以上でございます。

○高部教育長 次は学務課、お願いします。

○桑名学務課長 学務課です。35ページの実績等報告になります。4月7日現在の児童・生徒数、学級編制関係の東京都への報告を4月8日、それから11日に行いました。前回の委員会でご報告した4月1日現在と学級数についての増減はありませんでした。小学校では、全体の児童数が8,432人。学級数が、通常級は266学級です。中学校が、全体の生徒数が3,227人、学級数が、こちらも通常級ですけれども、91学級となっております。小・中学校合計の児童・生徒数は1万1,659人、昨年4月7日現在と比較して312人の増。通常級の学級数は357学級、同じく昨年4月7日現在と比較して、11学級の増となっております。

続きまして、下段にございますが、5月10日、就学に向けた説明会を開催しております。こちらは平成29年度に小学校に入学するお子さんの保護者の皆さんを対象に、三鷹市の教育支援学級の内容や就学相談の流れなどの説明を行うもので、例年、主に北野ハピネスセンターの通園児の保護者の皆さんを中心にご参加をいただいております。10日の開催については48人の出席がありました。

そのほかにつきましては記載のとおりでございます。以上でございます。

○高部教育長 次、指導課、お願いします。

○宮崎指導課長 指導課です。37ページ、まず報告になりますが、実績の報告です。新年度、入学式等、滞りなく終了いたしまして、4月19日には全国の学力学習状況調査

を実施いたしました。同じ19日火曜日ですけれども、初任者研修の開講式を行いました。今年度は34名に発令を行いました。例年より少し多いかなというところです。そして、28日には、今年度第1回のコミュニティ・スクール連絡会。これはコミュニティ・スクールの会長さんを対象としたものになりますが、これを実施いたしました。

そして5月7日土曜日ですが、みたか教師力養成講座の開講式がございました。このスタートの時点で、昨年度は32名でしたが、今年度は38名と、こちらもかなり増えております。

そして、5月10日ですけれども、小学校自然教室、第四小学校がスタートをしております。第四小学校だけが単独、連雀学園は小学校が3校ありますので、第四小学校は単独になりますが、これ以降、学園単位で小学校は進んでまいります。

右のページ、38ページ、これからのことになりますが、5月17日に第六中学校が修学旅行に出発をします。ここがスタートになります。学園としては17日からの連雀学園の小学校自然教室がスタートになります。

お手元に、運動会の、あるいは中学校では体育大会、体育祭等がありますので、その一覧にしたものを一番下につけてございます。小学校は、いわゆる春の運動会が4校になっております。中学校は、全ての中学校でいわゆる春の運動会等、体育祭等になりますので、ぜひよろしく願いいたします。

また、お手元に資料がございましたが、今年度の三鷹市立小・中学校の教育課程については、統括指導主事の長田から説明をさせていただきます。

○高部教育長　どうぞ、統括指導主事。

○長田指導課統括指導主事　統括指導主事、長田でございます。平成28年度三鷹市立小・中学校教育課程について報告いたします。

委員の皆様のお手元に資料を配付させていただきました。教育課程とは、学校が教育目標を達成するために、学習指導要領に基づいて編成した教育計画のことです。各学校からは所定の様式にのっとり、お手元にファイルでお配りした教育課程届が提出されています。まず学園の教育計画があり、続いて学校ごとに教育目標と教育方針を示した第1表、指導の重点をより具体的に示した第2表、学年別授業日数及び授業時数の配当を示した第3表と続きます。また、この届に加えて、補助資料として、各学校の教育活動の詳細について添付させています。本日お手元に配付したA3判1枚の資料は、第2表、3表の主な内容を整理したものです。

まず小学校についてです。始業式、入学式は既に全校実施済みです。本年度の修了式は3月23日、卒業式は3月24日に全校で実施いたします。

道徳につきましては学習指導要領に示される標準時数に基づき、第1学年が34時間、第2学年から第6学年が35時間で届けられております。

学級活動につきましても同様に、第1学年が34時間、第2学年以上が35時間で届けられております。

安全指導や避難訓練は月1回以上実施するよう指導しております。安全指導は全ての学校で8月を除き年間11回実施しております。

年間の授業日数は、199日から205日まであります。第1学年から第4学年は卒業式に出席しないために、第5学年、第6学年と比べて1日少なくなります。学校によっては振り替えの休業日を設定しない土曜日の学校公開を実施したり、開校記念日や都民の日を授業日としたりするなどによって、授業日数が異なっております。

クラブ活動については、学習指導要領では標準時数は示されておりませんが、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を当てるものとして規定されています。指導課では1単位時間45分の場合は、年間14回程度実施するよう指導いたしました。14回に満たない学校もありますが、1回当たりの時間を延長することで、全小中学校が同様の時間数は満たしております。

次に中学校についてです。始業式、入学式は既に実施済みです。卒業式は3月17日、修了式は3月24日に全中学校で実施いたします。

道徳、学級活動につきましては、第1学年から第3学年まで、それぞれ標準時数である35時間で届けられております。

安全指導や避難訓練は、小学校同様、8月を除き月1回以上実施するように指導しております。平成28年度は、避難訓練、安全指導ともに年間11回の実施となっております。

年間授業日数は、第2学年が基準となります。卒業式が修了式よりも早いために、第3学年は第2学年より授業日数が4日少なくなり、第1学年は入学式が始業式の翌日であるために、第2学年よりも1日少なくなっております。

次に、本年度の全小・中学校で共通して実践する教育課程編成の重点のうち、新規改善の内容のみ紹介させていただきます。

1点目は、ア、「特別の教科 道徳」の先行実施についてです。新学習指導要領の全面実施が、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度となっておりますが、「特別の教科 道徳」については、既に改正学習指導要領が示されておりますので、「考え、議論する道徳」に向けた先行実施を進めてまいります。

2点目は、イ、オリンピック・パラリンピック教育の推進についてです。平成28年度からは、都内全小・中学校でオリンピック・パラリンピック教育を推進することとなります。三鷹市においては、平成28年度に市内全小・中学校の教育課程にオリンピック・パラリンピック教育の推進を位置づけ、各教科等の学習において、全学年年間35時間以上の取り組みを実施いたします。なお、オリンピック・パラリンピック教育推進委員会を新たに設置し、効果的な実践や指導法の共有・改善を図ってまいります。

3点目は、ウ、主体的・協働的な学習の推進についてです。改正学習指導要領の目玉としてアクティブラーニングが取り上げられておりますが、思考を活性化する学習方法を指すこととなります。例えば、実際にやってみて考える、意見を出し合って考える、わかりやすく情報をまとめ直してみる、応用問題を解くなどいろいろな活動を通して、単元の本質や概念をより深く学びとる学習です。アクティブラーニングの対応として、「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)を踏まえた学習形態や、小グループで協働的に行う課題解決的な学習、自分の考えを論理的に表現する学習活動などを取り入れ、指導の改善を図ってまいります。

4点目は、キ、防災教育における知識・技能の習得と積極的な活用についてです。平成28年度からは、従来中学校第3学年まで実施をしていた救急救命講習を第1学年から実施することとし、全中学校が卒業までに、地域防災訓練等において身につけた技術を活用することといたしました。

そのほか、エとオとカについては、特に今、口頭では申し上げませんでしたけれども、ぜひお読みいただければと思います。

○高部教育長 よろしいですか。質疑については、全て各課報告が一とおり終わってからお聞きしたいと思います。指導課、よろしいですか。

○長田指導課統括指導主事 ありがとうございます。

○高部教育長 次に生涯学習課、お願いします。

○古谷生涯学習課長 39ページ、40ページをお開きください。まずは39ページの実績でございます。新年度を迎えまして、各事業、各委員会、審議会、スタートしております。5月8日、かきしぶde学び会講座、第一体育館の「親子で学ぶかけっこ講座」ということで、親子24組48人にご参加いただきまして、活発に楽しみながら講座を受けていただいたようです。また、一番最後、10日でございますけれども、家庭教育学級の担当者会議を開催しております。

40ページ、予定でございます。5月12日、明日でございますが、新年度の初の公立学校PTA連合会常務理事会が開催されます。また、19日には第1回の子ども避難所情報連絡会、20日にはPTA連合会の平成27年度の実績と28年度の予定につきまして諮ります総会・歓送迎会等を実施する予定でございます。また、23日から26日にかけて市民文化祭、基本的には秋場に実施するんですけれども、さつき展だけは5月のサツキの時期ということで、花季さつき展が本庁舎1階ロビーで行われる予定でございます。

生涯学習課からは以上でございます。

○高部教育長 次にスポーツ振興課、お願いします。

○宇山生涯学習担当部長 生涯学習担当部長の宇山です。私からご報告をいたします。

41ページ、実績につきましては記載のとおりでございます。

42ページ、これからの予定でございますが、一番上の、本日5月11日水曜日からオリンピックによるバレーボール教室が始まります。ただいま、第一体育館で行われているところですけれども、大沢スポーツクラブに所属していたオリンピックで、多治見麻子さん、それから狩野舞子さん、そしてVリーグ優勝の榛澤舞子さんの3人の方をお迎えして、バレーボールの教室を5月から10月にかけて月1回、全6回ということで開催を予定しております。大変応募の多かった教室ということで抽選になっておりますが、50名の方が参加されております。

それから、下から2番目、26日、ボッチャ出前教室ですけれども、こちらもオリンピック・パラリンピックでいうとパラリンピックの種目にもなっているボッチャの出前教室ということで、会場がみたか紫水園となっておりますが、高齢者の施設です。近隣の保育園とか、あるいは精神障がい者の通所施設などがありまして、そういったところの障がい者の方も参加されて、交流を中心とした1回の行事として行うものです。今後、10月ぐ

らいまでの間に5回程度開催を予定しているところです。

以上です。

○高部教育長　それでは、次に社会教育会館、お願いします。

○新名社会教育会館長　社会教育会館でございます。43ページ、44ページでございます。

まず実績でございますけれども、私どものメイン事業でございます市民大学授業の本年度の当初の受講生募集を行いまして、4月11日から15日の間でしたが、全てのコースで定員を上回るご応募をいただきまして、抽選によりまして受講生の方々を決定させていただいたところです。

それを受けまして、5月10日火曜日、一般教養コース等の記載がございますけれども、本館・東西館合わせまして13本、こちらが、次ページの44ページの記載に続きますが、順次開講及び開苑をしていくことを記載させていただいております。

以上でございます。

○高部教育長　それでは図書館、お願いします。

○田中三鷹図書館長　45ページをごらんください。まず実績の報告です。4月13日水曜日から27日水曜日は、みたか子ども読書フェアということで、通常のおはなし会等に工作、クイズなど内容を充実させて実施させていただきました。この期間のイベントの参加者数が、子どもが185人、大人が114人で、合計299人となっております。

46ページをごらんください。行事の予定の報告になります。5月1日から31日火曜日、表記では未定となっておりますが、こちらは「憲法を知る、三鷹の自治を知る」というタイトルで、5月14日に行われます第37回憲法を記念する市民のつどいに関連をして、企画部企画経営課と協力してテーマ図書を行っております。

また、5月19日木曜日、学校などで読み聞かせを始める方、始めたばかりの方を対象として、東京子ども図書館職員の床井文子さんをお迎えして、読み聞かせ入門講座を実施させていただきます。また、表記にございませんが、5月8日日曜日に中学生から大学生による「みたかとしょかん図書部！」の今年度の最初の活動が行われました。新しいメンバーが加わり、新たな企画が出て活発な活動を展開していくことを期待して、図書館としてもしっかりと支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○高部教育長　以上で報告は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

○角田委員　2点質問させていただきます。

1つは35ページの学務課です。今年、小学校・中学校とも、4月1日現在で人数が増えて312名、学級が11学級増えた。これは増える予想があつて、高山小も対応していますけれども、想定内の人数が増えたのかということです。数は予想の中だったのでしょうか。

もう1点は、42ページのスポーツ振興課のオリンピックによるバレーボール教室。この3人のコーチは大変人気があるそうです。これは一般市民が対象で、例えば中学校とか高校のバレー部の選手は、こういうオリンピックから専門的な指導などを受けると非常に

いいのではないかと思います。対象はどういう人なのか。その2点を教えていただきたいと思います。

○高部教育長 学務課長。

○桑名学務課長 学務課です。児童数、生徒数につきましては、まず児童数ですが、昨年度推計をした段階と今回の実際の数字の違いでいうと、推計値と比べてトータルで19人多かったという結果なので、おおむね推計どおりと言えるところです。ただし、学校の中では、若干地域によって異なるところがございますので、そこはまた個別に細かく見ていく必要があるかと思えます。

中学校は、進学等の関連もありますので、数字については70人ほどずれがありましたけれども、クラス数は想定内というところで、昨年度の予測と実際の数値に大きなズレはないところです。

○角田委員 わかりました。

○高部教育長 スポーツはどうですか。生涯学習担当部長。

○宇山生涯学習担当部長 オリンピアンによるバレーボール教室ですが、こちらは小学生対象ということで定員50名で募集をしたんですけれども、満遍なく1年生から6年生まで、しかも男子、女子両方お申し込みがあったということで、既にバレーボールをやっているとか経験があるとかというよりも、初めてバレーボールに触れるという子どもを中心ということになるかと思うんですが、大変興味があったり、やってみたいという方が多いようなので、また今後も開催方法をいろいろ考えていきたいと思っています。

○角田委員 わかりました。そういう内容ですね。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。高橋委員。

○高橋委員 まず、自然教室のことですが、もう自然教室は動き始めているということで、計画等についてのご指導も入っているかと思うんですけれども、私、あの施設を残してくださったことについては、学校側も十分その意図を生かした取り組みをしなければいけないと思います。具体的に言うと、小・中一貫の小・小の交流を図る絶好の場としてあそこを活用していなければ、あれだけ予算をかけていただいた意味はないと思っていますので、実施されている内容について把握していただいて、適切な方向でそれが生かされているかどうかというのを見ていただきたいと思えますし、その内容については当然指導が入るべきことじゃないかと思っています。それが1つ目です。

2つ目は、時数のことなんですけれども、この届出の資料、さまざまに変遷が今まであったかと思えます。それでこの形におさまっているんだと思うんですが、この第3表は実際に標準時数でほとんど書いておられます。これは、標準時数を確保しますからという約束という意味だとは思いますが、実際にこの時数を確保するという事は、私は子どもの教育権を行使するための最低限の部分だと思っています。したがって、これがそうでなければ、ほんとうにそれは学校としてあつてはいけない姿だと思うんですが、それを推しはかる方法は、今のところ、与えられたデータの中では、授業日数だと思うんですけれども、この授業日数はかなり、私は違っていると思うんです。この違っているところは、例えば行事の読み方だったりしないのかなという部分の不安があります。つまり、

授業に読んでしまえば、全体の授業日数は減らすことができる。おわかりになりますよね。そういうことをしていたのでは、結局は、時数を確保していますよと言っているが、実態的にはそれは確保されていないという状況もあるわけです。そこを指導課としてどのようにその部分の確認をしながら、これを通されたのかというあたりをお聞きしたいなと思っています。以上です。

○高部教育長 では、指導課。

○宮崎指導課長 まずは前半の、自然教室の内容ですけれども、もちろん各学校、かなり前もって具体的な、実際に交流をしながら本番、自然教室に向けてさまざまな準備をしてというところについてはやっているかと思いますが、さらに具体的な、例えばプログラムの内容が実際どういうふうになっていて、それに対して、準備をするしおりはどうなっているのかということも含めてしっかりと見ていきたいと思っています。それについてはまた確認をしてみたいです。

それから授業日数については、おっしゃっているのは、資料の⑥の中で、例えば第5学年は200日のところが2校ある、そして205日のところが1校ある。つまり、その引き算した5日ということは、掛け算すればかなりの時数ですよということだと思います。

○高橋委員 そうです。

○宮崎指導課長 もちろん、ここだけでは何とも言えないんですけども、当然、各月別の、具体的な毎日の授業時数のこまの部分の確認もしておりますので、総合的に授業内容が、もちろん標準時数云々は当然のことですが、達成できるということで確認はしております。

指導課訪問等、さまざま行う中で週案の確認なんかもしておりますし、それから、毎月の各教科等ごとの授業時数についてもこちらで集計しておりますので、年度末になって、さあ大変だということではなくて、チェックをする体制はできております。

ただ、内容については学校訪問等の際に確認をしてみたいです。委員がおっしゃったような趣旨について、次年度の教育課程の準備に向けては、またそのことも含めて考えていきたいと思っています。

○高部教育長 よろしいですか。

○高橋委員 はい。やはり行事時数をどうカウントしているかというあたりが大きなところだと思うので、もちろんそういうことで細かく時数を出されて確認された上で通しておられるかと思うんですけども、やっぱりその部分が曖昧になると、子どもたちはその中で、ほんとうに受けるべき教育を受けられていないということなので、今後ともよろしく願います。

あと、新しい指導要領というのはもう出てきてしまうんですよね。そういう意味では、アクティブラーニングについての対応を、かなり積極的にしていただいているのはありがたいと思うんですけども、当然出てくる方向性が3つあるわけですよね。社会に開かれた教育課程とか、アクティブラーニングとか、カリキュラムマネジメントとか、そのことについてどういうふうにお考えになっているのかお聞かせいただきたいと思っています。

○高部教育長 先行実施で告示されている部分はあるし、今、文科省でまとめの段階に

入っている部分もあって、教科によっては年内に出るだろうという動きも当然踏まえているので、今後どういうふうを考えるのかを教えてください。

○宮崎指導課長　今おっしゃった3つの視点というのは非常に象徴的だけれども、具体の授業になったときにどうなんだというイメージについて、なかなかまだまだ、一人ひとりの教員が持っているのかというと乖離があるのかなという印象を私は持っています。

そういった意味で、既に各学園、あるいは各学校においてアクティブラーニング、去年校長会なんかでもかなりアクティブラーニングということに注目をして、さまざまな取り組みをしていただいていたし、学校によっては、学校だよりもアクティブラーニングの特集を組んでいるところもございます。そういったことをさまざま、交流したり共有したりする場も持っていきたいと思います。また、例えば、今年度、道徳というもので委員会も立ち上げているところですが、その道徳の中で「考え、議論する道徳」、これだっってアクティブラーニングの1つの姿だろうと思うんです。そういったところを通して、各学校に、その委員会の中でさまざま、委員さんの交流から、さらに全校への周知も図っていきたいと思います。

さらに、小・中一貫教育のカリキュラムもあります。これも当然、今後改定をしていかななくてはならないわけで、その視点にも今おっしゃったような3つの点というのは当然入ってくるかなと思います。

以上です。

○高部教育長　相当教育課程の密度が濃くなってくると思うんです。アクティブラーニングもそうですし、小学校でも英語が教科化されて時数が確保できるか、道徳も全領域での活動もあるし、三鷹市としては、アントレプレナーシップ教育もやっていますから、そういったものはやっぱり、教科横断的なカリキュラムマネジメントをしながら、より連携をとりながら濃密に仕上げていくという、計画づくりが非常に重要になってくると思います。特に来年度あたりが正念場になると思いますので、ぜひ高橋委員の意見を反映できるようによろしくお願いいたします。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員　結局、地域に開かれた教育課程もそうですし、チームとしての学校もそうですけれども、三鷹が今までやってきたことに対して、追い風が今から吹き始めるんだと思うんです。だからこそ、この小・中一貫の10周年と、この時代の変化と、それをうまく合わせていただいて、さらにこの三鷹の教育が一步も二歩も前進するような方向で。どうせ大変なんだから、大変なことをやるのであれば、結果として形が、みんなにとって幸せな形になるような、そういう旗を振っていただけるとありがたいなと思います。

○高部教育長　三鷹市の主体性を発揮して、いろいろ取り入れていく、追い風にしていく。よろしくお願いいたします。

ほかにかがででしょうか。須藤委員。

○須藤委員　36ページの学務課なんですけど、5月17日に幼・保・小の連携推進委員会ということなんですけれども、いろいろ小1ギャップ等の対応等ということと思うんですが、現時点で、実際、幼・保・小の連携というのはどの程度まで進んでいるか、わかる

範囲で教えてください。

○高部教育長 学務課長、どうぞ。

○桑名学務課長 幼・保・小の連携事業については、こちらは全体の委員会という役割なんですけれども、全小学校地区で連絡会をつくりまして、それぞれ学校と保育園、幼稚園、学童保育所も含めて、それぞれの連携事業ということで実施をしております。

具体的な中身としては学校の給食の体験をしたりとか、それから展覧会や学習会の、なかなか本番というわけにはいかないもので、事前のリハーサルに参加をして学校の中を見ていただくという内容だとか、あと、学童保育所も実際子どもたちが行って体験してみるとかということをして15の各地区で実施しておりますので、教員と保育士の交流も含めて、実践はできているんじゃないかなと思っています。

○須藤委員 わかりました。

○高部教育長 それに関連して言いますと、確かに今の教員、保育士同士の意見交換とか、子どもが実際に体験的な交流をするとか、保護者がパンフレットを見るというのももちろん結構なんですけれども、一方で指導課も、今、三鷹市は独自で、小1プロブレムで支援員を入れているわけですよ。ですから、幼・保・小の交流の中でそれがどういう影響とか、効果が実際に出ているのか。小1プロブレムがある程度緩和されているのか、どういう影響が出ているのか、さらに深刻になっているのか。それをまた幼・保・小の連携の中で、いろいろな関係者の中で伝えていくという、そういうフィードバックがないと、一方で交流事業をやっている、学校の中ではなかなか学習規律が確立しなくてやっぱり支援員を配置して、みんな1学期は大変な思いをしていますという、そこら辺をトータルで連携しながら見ていくことも必要なかなと思っていますので、そこもぜひお願いしたいと思います。

どうぞ、角田委員。

○角田委員 今の件に関連して、3年ぐらい前に、私はこの幼・保・小の連携について質問して、この推進委員会のお話をいただいたんです。そのときもちょっと話したんですが、やっぱり個別の情報ですね。つまり、非常に問題のあるような家庭とか、いろいろな個別の情報がきちっと小学校に伝わっているのかどうかということです。今の小学校に慣れるとかいう団体間のことは重要だと思うんですけれども、この辺は個人情報もあるんですが、やっぱり重要な情報をしっかりと小学校に上げるということはいろいろな面で予防的にもなるし、目を光らせることになるので、その辺の実態というのは一体どうなんでしょうか。それをぜひ教えてください。

○田中学務課教育支援担当課長 1つは就学支援シートといいまして、幼稚園、保育園と保護者が一緒になって書いていただくものなんですけど、それが年間、おととしは90枚だったんですが、去年は70枚集まっております。それは支援を引き継ぐお子さんなんですけれども、今、委員がおっしゃっていたような、内々の情報交換は、それぞれの学校と園で、大体2月とか3月に行っている状況でございます。

○角田委員 学校にある程度任せていると思うんですけれども、内々の情報は極めて重要で、本音が伝わると思うんです。それを、ちゃんと全ての学校の地域で同じレベルで

きていれば問題ないんですが、その辺にちょっと温度差があったりすると、伝わる情報に濃淡が出てくるのではないかなと懸念するのですが、その辺はどうなんでしょうか。

○田中学務課教育支援担当課長　そうですね。三鷹の機関がかかわっているもの、例えば子ども家庭支援センターが抱えているものと、それから北野ハピネスセンターが持っている情報については、私ども総合教育相談室も間に入れていただいて、確実に小学校には伝えています。

けれども、そういう三鷹の機関がつかんでいない場合には、確かに園によって、特に幼稚園と保育園との間には温度差がございますので、特に幼稚園は私立ですので、その部分の温度差というのは確かにあるかもしれません。

○角田委員　子ども家庭支援センターとかハピネスぐらいのしっかり把握する事例というのは、ある程度待てる事例だと思うんです。その手前の部分というか、もう少し軽い部分というのは、今の話では、例えば幼稚園にしっかりとしたそういう意識を持ってもらって、ある程度システマ的に、可能かどうかわかりませんが、しっかりと同じレベルで情報が伝えられるようになれば、よりまたさらに内容的にはよくなるんじゃないかと思えます。

○高部教育長　支援教育の世界だけじゃなくて、公私を超えて、設置者の枠を超えて、子どもの情報を連携していくことが非常に求められて、小・中・高・大接続は、国あたりでいろいろ公私を超えて育てるということは念頭に置いていますけれども、現実問題についても、文科省とか厚生労働省という違いがあって、プライバシーの問題もあるので、市から呼びかけてもなかなか個人情報が集まってこないという状況があります。これはやっぱり、東京都とか国にも問題提起をして、関係者がお互いに子どもの育ち具合とか問題点を共有化できるような仕組み、フォーマットをどうやっていくのかというのは、さらに働きかけていかなくちゃいけないですね。

○伊藤教育部長　その点からすると、発達に課題のあるお子さんの引き継ぎというのは、新しい仕組みを今、検討中でありまして、そうした中では、例えば、私立の幼稚園と併用通園のような形でハピネスセンターに週1回ぐらい通園していただいたりとかいうことを進めたり、いろいろ情報共有の仕組みができてきますので、そうしたことを活用していきたい。

もう一方は、子どもの発達もいろいろな生活環境とかあるんですけれども、親の課題をどこに引き継げばいいのか、これは難しい問題で、そうした中では、やはり日ごろからのこうした幼・保・小の連携の中で、必要な情報はつなげるようにする。かなりセンシティブな問題もありますので、難しい課題なんですけれども、基本は子どもがスムーズに幼・保・小の連携ができるように取り組みを進めたいと思います。

○高部教育長　よろしいですか。ほかに。高橋委員。

○高橋委員　とんでもないことを言うようで申しわけないんですけども、私が幼・保・小の連携で期待していることに組体操があるんです。組体操問題というのは、避けて通れないですね。とりあえずここまでというふうに制限を加えたとしても、この先どうするかといったときに、やっぱり、幼稚園、保育園あたりで、こういうふうになれば、小学校

でこういうふうになっていって、安全だという、三鷹の提案ができる部分があるんじゃないかと思っているんです。

このまま答えを、だめだよ、まだ出ちゃだめだよ、と言っていていい場合じゃないので、そのあたりについても期待しているものがあります。以上です。

○高部教育長　ほかにいかがでしょうか。

私から1点だけ。教育課程の中で、土曜日の授業、活動がどの程度になっているのか。これは、たしか中学校は、27年度から夏季休業中の授業を見直して、平日の中におさめるというふうにしましたよね。ですから、土曜日でも有効活用しながら取り組みましょうということでやったんですけども、実際問題として、その振り替えをしない、代替をしない土曜日の授業日数、活動日数というのは、この中のどの程度なのかというのはわかりませんか。

○長田指導課統括指導主事　また確認して報告します。

○高部教育長　そうですか。では、また次回よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、日程第7　教育長報告を終わります。

以上をもちまして、平成28年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後　3時47分　閉会